

令和3年3月25日
経済産業省
中小企業庁
財務省

株式会社商工組合中央金庫

飲食・宿泊等をはじめとする中堅・中小事業者等の事業者への
資金繰り支援等について

貴金庫におかれましては、日頃より、中堅・中小事業者等の事業者に対するきめ細かい配慮を行っていること承知してはいますが、新型コロナウイルス感染症の発生から1年以上が経つ中で、事業者への影響の長期化が懸念されること等を踏まえ、引き続き、飲食・宿泊等をはじめとする中堅・中小事業者等の事業者の業況を十分に把握した上で、追加融資も含めた資金繰り支援に全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応していただく必要があります。感染拡大防止と業務継続に取り組んでいただいているところ、重ねての要請となり恐縮ですが、下記の点に努めることを本店・各支店及び各代理店に対して周知徹底いただきますよう、対応方よろしく願いいたします。

記

- (1) 中堅・中小事業者等の事業者への資金繰り支援について、雇用調整助成金や事業再構築補助金を含む各種支援策の支給までの間に必要な資金や年度末、更にはそれ以降必要な資金等も含め、金融機関との連携・協力を努めながら、迅速かつ積極的に対応しつつ、可能な限り、個々の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応を図るとともに、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行うこと。また、窓口における事前相談の段階で誤解が生じるなどして、事業者の意に反して融資申込みを取り下げさせるといったことが生じないように、事業者の意向を踏まえ丁寧な説明をすること。さらに、実質無利子等となる上限額が引き上げられた新型コロナウイルス感染症特別貸付について、追加融資の相談が増加することも想定されること等も踏まえ、審査に当たっては、現下の財務状況や過去の貸出条件の変更等の事象のみで判断するのではなく、事業者の特性や経営実態、経営改善への取り組み等を十分に踏まえた判断を行う

うこと。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う経済への影響により、中堅・中小事業者等の事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、感染症の影響を受けている事業者に対し、新型コロナウイルス感染症特別貸付・資本金劣後ローンの積極的な実施について最大限の配慮を行うとともに、返済期間・据置期間が終了する既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の延長等を積極的に提案するなど、実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。また、据置期間終了後の返済負担が重くなることを懸念して据置期間の延長を躊躇う事業者からの相談については、個々の事業者の実情に応じて返済期間の延長等を提案する等、事業者に寄り添った親身な対応を行うこと。

特に、中堅・大企業に対する新型コロナウイルス感染症特別貸付・資本金劣後ローンに関しては、令和3年3月23日の「第2回新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」で報告された「新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援策等について」において示された政策支援の強化を踏まえて行われる、いわゆる「民間協調融資原則」の一時的な適用停止や、利子補給及び損害担保の制度の拡充等を踏まえ、貴金庫単独の支援についても積極的に取り組むこと。また、飲食・宿泊等の事業者への支援に係る審査期間を、事業者が必要な審査資料を揃えるための時間を除き原則1ヶ月程度とすることで支援の迅速化に努めるとともに、他の分野の中堅企業に対しても、可能な範囲において、同様に支援の迅速化に努めること。加えて、幅広い業種の事業者に対する制度の積極的な周知等により、一層積極的な活用を努めること。

また、中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）に対する資本金劣後ローンに関しては、同ローン等の実施に併せた民間金融機関によるシニアローン等の協調融資を引き出すための積極的な金融機関調整を行うこと。他方、民間金融機関からの協調融資を希望しない中小企業・小規模事業者等に対しては、今般、認定経営革新等支援機関（民間金融機関・税理士等）の支援を受けて事業計画を策定した場合には協調融資を必要としないこととする制度変更を予定しているところであり、この趣旨を踏まえ、協調融資が整わないことのみをもって資本金劣後ローンが活用出来ないことが無いように徹底すること。

- (3) 中小企業再生支援協議会による金融調整が有効な場合等には、「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール」の積極的な活用も検討すること。さら

に、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等の徴求を省略する等の運用について、中堅・中小事業者等の事業者に引き続き周知すること。

(4) 新分野展開や業態転換等を支援する事業再構築補助金について、建物撤去費用に加え、賃貸物件等の原状回復費、引越に必要な設備の運搬費が対象経費に追加されることを踏まえて、これを中堅・中小事業者等の事業者に対して積極的に周知・提案すること。また、同補助金をはじめとする様々な政府等の補助金・交付金・税制措置等の支援措置について、事業者に対して積極的に周知・提案し、併せて、こうした支援措置を活用した事業者の経営改善に向けた取組を、事業計画策定等を通じ支援していくこと。

(5) 中堅企業に対しては、中堅企業が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境にあることを踏まえ、最大限事業者のニーズを汲み、事業者に寄り添った対応を行うとともに、資本性劣後ローンの金利について、当初3年間1%程度とすることを目途に大幅な軽減を図るなど、利子補給及び損害担保の制度も活用し支援を強化すること。

(6) 感染症の影響が特に深刻な飲食・宿泊等の事業者に対しては、大企業に対しても、利子補給及び損害担保の制度を活用して資本性劣後ローンの金利について、当初3年間1%程度とすることを目途に大幅な軽減を図ること。